

平成30年2月

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

尼崎市立小・中学校及び尼崎養護学校教職員の  
勤務時間適正化に向けた取組みについて

平素は、本市の学校運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、近年、学校を取り巻く状況が変化する中、未来を担う子どもたちに、学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体作りといった生きる力の育成に取り組んでまいりました。今後も教育活動をより充実させるためには、教職員が子どもたちとしっかりと向き合う時間の確保や授業の準備をする時間の確保等が求められます。

一方で、教職員の長時間勤務が本市のみならず全国的な課題となっております。本市では、校務支援システムの導入や定時退勤日の設定等を進め、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保と教職員の健康管理に努めているところです。

教育委員会といたしましては、子どもたちが健やかに成長するためには、教職員が授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上を図るとともに健康で勤務することが必要であることから、今後、次の事項の徹底を図りたいと考えております。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

「教職員の定時退勤日」の設定について

各校では、週1回の「定時退勤日」を設定して、完全実施に向けて取り組んでいます。

「ノ一部活デー」の設定について

中学校では、平日は週1回以上、土曜・日曜等の休業日は月2回以上の「ノ一部活デー」を設定して、完全実施に向けて取り組んでいます。

勤務時間終了後における電話連絡について（ご理解・ご協力のお願い）

教職員の勤務時間は概ね8時から17時までです。

緊急の場合を除き、17時以降の学校への電話連絡をお控えいただきますようご協力をお願いいたします。

[お問い合わせ先 尼崎市教育委員会 職員課 TEL06-4950-5660]